

通商産業省

平成11・02・12資第21号

平成11年10月8日

原子力委員会委員長 殿

通商産業大臣



日本原子力発電株式会社敦賀発電所の原子炉の設置変更（1号原子炉施設
の変更）について（諮問）

日本原子力発電株式会社取締役社長 阿比留 雄 から平成11年2月12日付け総
発第144号（平成11年9月29日付け総発第105号をもって一部補正）をもって、
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26
条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第2
6条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎
に係る部分に限る。）に規定する許可の基準に適合していると認められるので法第26
条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、
貴委員会の意見を求める。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請に係る変更は以下のとおりである。

- (1) 1号炉に9×9燃料を取替燃料として採用する。
- (2) 1号炉にハフニウム板型及びハフニウムフラットチューブ型の新型制御棒を採用する。

これによって原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請に係る変更は以下のとおりである。

- (1) 1号炉に9×9燃料を取替燃料として採用する。
- (2) 1号炉にハフニウム板型及びハフニウムフラットチューブ型の新型制御棒を採用する。

これが、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る変更は、工事を伴わず資金及び調達計画は必要としない。